

全部協第7－9号
令和7年2月10日

全日本自動車部品卸商協同組合

WEB共通互換品番検索システム利用者 各位

全日本自動車部品卸商協同組合
理事長 森川 等
事業運営委員長 新井 雄一
〔公印省略〕

WEB共通互換品番検索システム事業の見直し（利便性、利用料）
についてのお知らせ

拝啓、貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、平素より全日本自動車部品卸商協同組合（全部協）の運営にご理解とご協力を賜り
厚く御礼申し上げます。

この度、令和7年1月28日に開催されました第69回定例理事会におきまして、W
EB共通互換品番検索システム事業（以下「互換システム」といいます。）の内容等を見
直すことが決議されましたので、下記に現状の問題点と併せて見直し内容についてお
知らせいたします。皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げ
ます。

今後も組合員各位の一層の利活用が図られますよう互換システムの充実に努めて参
ります。

敬具

記

【現状の問題点】

1. 現在、互換システム利用組合員数は283社（全組合員数411社の68.9%）
であり、利用者数を増やす必要あり。 ※この他に賛助組合員が8社利用中。
2. 互換データ入力が低調傾向にあり、安定的な事業運営のためにはデータ入力方法等
（データの買上げなど）の見直しが必要。
3. システム運用費用の値上げ要請等有り。（サーバー維持費等）

【見直し内容】

《事業内容》

1. 互換システム利用組合員数を増やすため、「システムのポータルサイト化（登録アイテムの追加等）」を行い、利便性を一層高める。
2. オンラインセミナーや地方説明会の実施により、互換システムの優位性（利用による利益と生産性の向上等）や利用方法の周知を図る。 等

《利用料》

1. 現行「3, 000円（税抜）／拠点」の利用料を「4, 500円（税抜）／拠点」とする。
（現在の「事業規約」では「5, 000円を限度として」と規定）
2. 複数拠点の優遇制度の割引率は現行通りとする。
（6カ所以上で10%割引、11カ所以上で15%割引、16カ所以上で20%割引）
3. 利用料の改定は令和7年4月1日とする。

《規程類の改正》

事業規則・・・字句修正、利用料改定（別添御参照）

以上